

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）の〇本部に所属し、電流センサの設計、開発業務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日より体のだるさなど体調不良を訴え、同月〇日の帰宅途中に体調不良が悪化し、自宅に着く頃には酷い頭痛を伴っていたことから、B病院救命センターに受診し、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によれば、社内の多くのプロジェクトに携わり、過酷な労働を強いられ、社内の残業を含む労働時間では業務を終えることが不可能であるため、帰宅後や休日に自宅残業を行うことで月平均80時間を超える時間外労働を行っていたこと、及び代表者取締役から理不尽な叱責が行われるなど、心身共にストレスが蓄積されたことにより、本件疾病を発症したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、平成〇年〇月〇日付けC医師の意見書及び同年〇月〇日付けC D医師の意見書より、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事は認められない。

(4) 請求人の本件疾病発症前おおむね1週間において、3日間の休日も確保されており、請求人の業務が特に過重であったとは認められない。

(5) 請求代理人は、同僚らも請求人の業務の過重性を認めており、また、自宅でも月に40時間以上の作業をしており、過重な業務に従事したと主張していることから、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の業務の過重性について検討する。

ア 時間外労働時間について、E社長は、「管理職としての職務上、弊社の他の管理職の社員と同様に自宅で業務を行うことがあったのは認識しており

ます。」と述べている。同僚のFは、「毎月40時間を超える自宅での作業をしていたことに疑いはない。」と述べ、さらに「プロジェクトに要する月平均必要工数は、毎月39時間不足しており、その時間は会社外で行ったと推測できる。この業務に必要な時間は月65時間で、会社でこの業務をこなせる時間は1日1時間程度で月20時間しかなく、残りの45時間は家で仕事をしてきたことになる。」と述べている。この点、請求人が担当していた開発プロジェクト数、製造・品質のサポート及びメールの多さ等から日常業務での繁忙度は、自宅で何らかの業務に関する作業を行っていたことが類推できるが、請求人が自宅で仕事を行ったことを裏付ける具体的な作業内容、作業日数及び作業時間を確定するための資料等は本件資料からは認められない。

イ 仮に、同僚のFが述べている自宅残業を要したとする最長の45時間を加算して時間外労働時間を遡及して算定すると、発症1か月前66時間、2か月前74時間15分、3か月前57時間45分、4か月前60時間30分、5か月前97時間、6か月前73時間30分となるが、発症前1か月間は80時間未満であり、発症前6か月の平均は75時間であり、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間には至らない。

以上のおおむね、請求人は、発症前おおむね6か月間において、過重な業務に従事したとは認められない。

なお、請求人の妻は、請求人は出勤前に会社近くの喫茶店で仕事をしてきた旨を主張しているが、当該喫茶店店長Gの聴取書からは、請求人が仕事を行っていたかを確認できないが、仮に仕事をしたとしても、上記45時間の自宅残業時間に包含されるものとする。

ウ また、請求人の妻は、「業務のメール・報告書資料は英語で書かれているが請求人は英語が堪能でなく苦勞していた。」と述べ、H部長は、聴取書で、要旨、プロジェクトに遅れが生じたときに、請求人は社長から「なぜ遅れが生じているんだ。やる気があるのか。」などと叱責を受けていた、と述べていることから、請求人は精神的ストレスを受けていたことは否定できないが、同僚労働者と比べて特に過重な身体的、精神的負荷となったとは評価することは出来ない。

(6) 以上を総合すると、本件疾病については、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性も認められない。

3 以上のおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。